

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第67号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、水産動物の資源保護のため、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第47条の規定による試験研究等のための採捕については、この限りでない。

令和5年12月13日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 有 吉 敏 和

- 1 毎年4月1日から5月31日までの間、北山ダム及び同ダムに流入するすべての河川において投網使用による水産動物の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。